

新型コロナウイルス感染症に対する資金繰り支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への資金繰り支援のため、経過措置として令和3年3月31日まで以下の制度の対象要件を拡充していましたが、景気状況等を踏まえ、経過措置の延長を行うこととなりました。**(令和4年3月31日まで延長)**

能美市中小企業経営支援融資制度

	〈従来制度概要〉	〈拡充内容〉
対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に本社を有する中小企業で同一事業を引き続き1年以上経営しているもの・市内に代表者が住所を有する個人事業者で、同一事業を引き続き1年以上経営しているもの・市内で同一事業を引き続き1年以上経営している事業者で構成された組合	同左
金利	付保 1.0% 保証なし 1.5%	同左
資金用途	事業資金(運転資金及び設備資金)	同左
限度額	1,000万円	2,000万円
融資期間	7年間(据置期間なし)	7年間 (据置期間1年以内)
対象期間	—	令和2年3月16日から令和4年3月31日までの申込分

能美市商工業振興資金信用保証料補助金

	〈従来制度概要〉	〈拡充内容〉
対象者	市内において事業を営む、個人又は法人の中小企業者で、引き続き1年以上継続して事業を営んでいる者	同左
補助対象	石川県小口融資、石川県小口零細融資及び石川県創業者支援融資の借入れにかかる信用保証料	石川県小口融資、石川県小口零細融資、石川県創業者支援融資及び 能美市中小企業経営支援融資 の借入れにかかる信用保証料
補助額	信用保証料の事業者負担分の全額(限度額：30万円)	同左
対象期間	—	令和2年3月16日から令和4年3月31日までの申込分